

「電気通信事業法施行規則等の一部改正」に対する意見募集

- 意見募集期間：令和4年11月26日(土)から同年12月26日(月)まで

案件番号：145209997

- 意見提出件数：2件（内訳：電気通信事業者1件、個人1件）

- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人A
2	KDDI株式会社

「電気通信事業法施行規則等の一部改正」に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見 1 MNOとMVNOの関係性について	考え方 1	
<p>電気通信番号計画の一部を変更する件について賛同致します。</p> <p>MVNO事業者に電話番号を付与することで、多種多様な音声サービスが実現することを、切に願っております。</p> <p>しかしながらMNO事業者とのHLR/HSS機能の連携、音声網の相互接続、緊急通報機関との接続など課題が多いと聞いています。</p> <p>特にMNO事業者が非協力的な対応を取るとサービスがなかなか実現しない、あるいは嫌がらせのような対応(交渉上の高い優位性を背景に協議に応じないあるいは遅延させる、網改造費とHLR/HSS連携費用などを高止まりさせる)などが行われないように監督官庁である総務省もサービス実現のためにしっかりと対応するように努めなければならぬと考えます。</p> <p>(過去にはMVNO事業者がデータ接続とモバイル音声卸で大臣裁定あるいは協議再開命令の申立てしないと実現しないケースがあった)</p> <p style="text-align: right;">【個人 A】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、MVNOが実質的に参入できないこととならないよう、総務省において、事業者間協議の状況を注視し、必要に応じて対応を検討することが適当と考えます。</p>	無
意見 2 技術基準について	考え方 2	
<p>音声伝送携帯電話番号は、重要な社会インフラである音声伝送役務を提供する電話番号です。その技術基準は、ご利用のお客さまによって差がでないように、いずれの事業者においても同様に準拠すべきと考えます。本改正案は、この考えを反映した案となっていることから原案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無